

投票日当日に投票に行けない方は・・・

期日前投票

をご利用ください

期 間	衆議院議員総選挙：10月16日（水）～10月26日（土）
時 間	午前8時30分～午後8時00分
場 所	加茂市役所 別棟（本庁舎と文化会館の間にあります。）
持ち物	入場券（まだハガキが届いていない方や、紛失された方も投票できます。投票所の係員にお申し出ください。）

期日前投票所正面入口には
車椅子専用の駐車スペースが
あります。ご活用ください。

投票を忘れずに！



期日前投票の手順

- ご自宅に届いたハガキを開いてご自身の入場券を切り取ってください。裏面が期日前投票に必要な請求（宣誓）書になっています。必要事項を記入して期日前投票所にご持参ください。入場券がまだ届いていない方や、紛失された方は、そのままお越しください。
- 請求（宣誓）書に記入済みの方は、そのまま受付までお進みください。まだ記入されていない方や入場券が手元にない方は、その場で記入していただきます。（用紙は期日前投票所に備え付けられています。）
- 入場券や請求（宣誓）書を受付にお渡しください。投票用紙をお渡しします。

↓入場券の裏面はこのようなになっています

期日前投票請求（宣誓）書		※当日投票される方は記入不要です。	
私は、選挙の当日、下記事由のいずれかに該当する見込みであることを誓います。			
加茂市選挙管理委員会委員長 様		令和	年 月 日
氏 名		大	昭 平
		年	月 日生
住 所	加茂市		
事 由	☐ 仕事・学業・冠婚葬祭 ☐ 旅行・買物等で外出 ☐ 疾病・負傷・出産等 ☐ 交通至難の島等に滞在 ☐ 他市町村に住所移転 ☐ 天災又は悪天候等		

その他注意点

- 体の不自由な方は、係員が介添えします。近くにいる係員にお声がけください。
 - 使い捨て鉛筆を用意していますが、自宅から持参した鉛筆でも記入ができます（色鉛筆やボールペン等は控えてください）。
 - 期日前投票所の入口や本庁舎の正面玄関に車イスを用意してあります。ご利用ください。
 - 期日前投票期間中はまだ17歳で、選挙日当日に18歳になる方は、不在者投票で投票していただきます。
- ※期日前投票と不在者投票の違いについて
- 期日前投票は、投票日より前の日に期日前投票所で投票用紙に記入し投票を行う方法です。一方不在者投票は、期日前投票所で記載した投票用紙を封筒に入れたものを選挙管理委員会が保管し、投票日当日に選挙管理委員会が封筒を開けて投票の手続きを行う方法です。

大切な1票を無駄にしないで投票へ行きましょう！！

～ 選挙に関するお問い合わせはこちら ～

加茂市選挙管理委員会（市役所 別棟） TEL：52-0080（内線 623 / 624）

URL <https://www.city.kamo.niigata.jp/shisei/senkyo/>

加茂市選管

検索



令和6年

18歳から投票ができます。投票を忘れずに！

10月27日（日）衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査



期日前（不在者）投票 10月16日（水） … 午前8時30分～午後8時00分
～ 10月26日（土） 投票場所 加茂市役所 別棟

ハガキ（入場券）がまだ届いていなくても投票ができます。

期日前投票所でその旨を係員にお伝えください。

※ 「入場券」は、10月18日（木）までに皆さんのもとに到着する見込みです。

投票日時 10月27日（日） … 午前7時00分～午後8時00分
投票場所 各投票所（下表を参照）

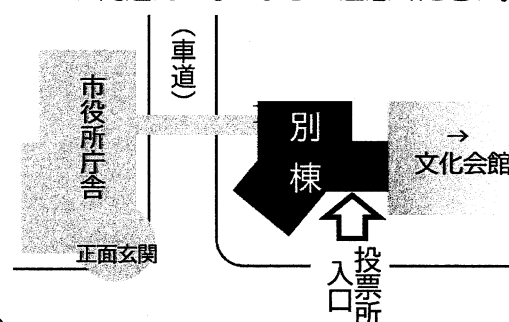
開票日時 10月27日（日） … 午後9時00分～
場所 加茂市産業センター ホール

◇ 投票の種類（今回は 3種類です）

	小選挙区	比例代表	最高裁判所裁判官国民審査
投票用紙の色（インクの色）	あさぎ色（黒色）	ピンク色（黒色）	うぐいす色（黒色）
投票用紙に記載する事項	候補者名	政党名 ※ 候補者名は無効票になります。	やめさせたい裁判官の上の欄に「×」を記載

◇ 期日前投票場所

※ こちらが期日前投票場所になるので、お間違えのないようご注意ください。



◇投票所一覧

投票区・投票所	投票区の区域
1 七谷コミュニティセンター	黒水東・西・南・北・中区、上黒水、長谷、上土倉、下土倉、上大谷、中大谷、下大谷、上高柳、下高柳、小乙、岩野、西山
2 加茂勤労者体育センター	1・2・上3区（狭口）、桜沢
3 若宮中学校	秋房、若宮町1・2丁目、八幡1・2・3丁目、大字上条の一部
4 加茂南小学校	新町1・2丁目、五番町、上町、上条、皆川、神明町1丁目
5 加茂市公民館	仲町、本町、穀町、駅前、松坂町、岡ノ町、矢立、大字加茂の一部
6 加茂小学校	神明町2丁目、青海町1・2丁目、千刈1・2・3丁目
7 下条小学校	中村、福島、下興屋向、上興屋向、小橋1・2丁目、早田、上下条、長福寺
8 旧 天神林保育園	天神林
9 加茂市公民館西分館	23・24・25区（加茂新田・山島新田）
10 須田中学校	後須田第3・第4、北湯、五反田
11 須田小学校	田中新田、上・中・下鶴森、砂押新田、前須田、後須田第1・第2
12 西加茂保育園	寿町、旭町、栄町、大郷町1・2丁目
13 ゆきつばき荘	番田、幸町1・2丁目、新栄町、石川1・2丁目
14 加茂中学校	学校町、都ヶ丘、希望ヶ丘、陣ヶ峰、赤谷
15 芝野保育園	中興野、下興野、柳町1・2丁目、柳町、芝野、横江、高須町1・2丁目

※ 10月27日（日）七谷コミセン・ゆきつばき荘は、投票所になるため利用できません。

◇選挙の投票要件についてお知らせします。

種 類	要 件	投 票 場 所
市内の 引越し	令和6年10月11日までに市内で引越しをし、届け出をされた方	現住所地の投票所
	令和6年10月12日以降に市内で引越しをされた方	前住所地の投票所
	令和6年7月14日までに、他市区町村から加茂市へ転入し、転入届をされた方	加茂市の投票所
	令和6年7月15日以降に、他市区町村から加茂市へ転入し、転入届をされた方	前住所地の投票所
市外から の転入	令和6年6月26日までに、加茂市から他市区町村へ転出された方	加茂市では投票できません 〈一部例外もあります〉
	令和6年6月27日以降に、加茂市から他市区町村へ転出された方のうち	
	7月14日までに転出先の市区町村に転入届をされた方	転出先の市区町村の投票所
	7月15日以降に転出先の市区町村に転入届をされた方	加茂市の投票所
18歳に なる人	平成18年10月28日までに生まれ、住民登録をされている方	現住所地の投票所
	平成18年10月29日以降に生まれた方	まだ投票できません

◇投票には入場券をお持ちください

右図のようなハガキがご自宅に届きます。シール式になっており、すべてめくると6人分の入場券となります。ご自身の部分を切り取って投票所にお持ちください。

万が一入場券を紛失してしまった場合でも投票はできます。加茂市選挙管理委員会へ問合せるか、投票所で係員に申し出てください。

期日前投票所では、受付の前に請求（宣誓）書を記入していただきます。事前に記入しておく、スムーズに投票ができます。



↓ 入場券（1人分）

↓ ハガキ

「投票に行きたいのにまだ入場券が届いていない…」という方でも、投票ができます。投票所で係員にその旨をお伝えください。

【注意】選挙人名簿に登録されている場合に限りです

両方からめくってください

投票にはさまざまな方法があります。当てはまる方はご確認ください

◇字を書くことが困難

手が不自由等の理由で字の書けない方は、投票所（期日前投票所）でお申し出ください。投票所の職員が代理で記入いたします。（お連れの方が記入することはできません。）

◇身体に重い障害があり投票所に行けない

身体に重い障害があり、下記要件に該当する方は郵便等により自宅から不在者投票ができます。

手帳などの種類	障 害 の 程 度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級もしくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級もしくは3級
	免疫、肝臓の障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

また上記の要件に該当し、自ら投票の記載ができない方で、なおかつ次の要件に該当する場合、代理人から投票用紙等に記入してもらい投票する「代理記載制度」を利用することができます。ただし、代理記載人となる方（選挙権を有する者に限る）をあらかじめ選挙管理委員会に届け出ておく必要があります。

手帳などの種類	障 害 の 程 度	
身体障害者手帳	上肢あるいは視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢あるいは視覚の障害	特別項症から第2項症

これらの制度を利用するには、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」を交付されていなければなりません。この証明書の有効期間は7年間です。期限の切れる方や新たに申請する方は、お早めに選挙管理委員会へご相談ください。また投票用紙等のご請求は、投票日の4日前までに選挙管理委員会へ請求書が届いていなければなりません。こちらもお早めに選挙管理委員会へご請求ください。

◇病院や施設に入院・入所している

県が指定した病院・施設等（加茂病院、平成園、第二平成園、第三平成園、さくら苑など）に入院（入所）中の方は、その病院等で不在者投票ができます。まずはお早めに投票したい旨を病院等にお申し出ください。選挙管理委員会から病院等に投票用紙等をお届けし、そちらで投票していただきます。詳しくは入院（入所）中の病院・施設等にお問い合わせください。

◇出張などで、長期間加茂市に帰れない

加茂市に選挙権がある方なら、次の手順で滞在先の市区町村で不在者投票を行うことができます。

- ① 不在者投票の請求書を郵便または直接 加茂市選挙管理委員会へ提出（メール・FAXは不可）
※請求書はホームページから入手でき、またお電話をいただければ郵送でもお送りします。
- ② 投票用紙等が届いた後、開封せずにそのまま滞在先の最寄りの市区町村の選挙管理委員会へ持参し、投票を行う（郵送日数の都合上、なるべくお早めにご対応ください。）
- ③ 滞在先の選挙管理委員会から加茂市選挙管理委員会に投票が郵送される。